

京都市中京区松長町地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の2第2項の規定に基づき当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、当該建築協定書は、法第75条の2第4項において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成16年11月19日

京都市長 梶本 頼兼

1 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市中京区富小路通三条上る福長町106番地

2 加入した者の住所及び氏名

京都市中京区富小路通三条上る福長町106番地 上田 拓平

3 加入した年月日

平成16年9月17日

(都市計画局建築指導部指導課)